

### 制度の概要

里帰りなどの理由により、長野県外の医療機関で産婦健康診査を受診した際に、自己負担をした産婦健康診査料（保険適用外分）を諏訪市から受診者へ返金する制度です（上限あり）。

助成対象の産婦健康診査（2回以内）終了後、以下の書類をご提出ください。

### 必要書類

書類は、産婦健康診査（2回以内）終了後 90日以内にご提出ください。

① 諏訪市産婦健康診査県外受診補助金 交付申請書（様式2号-1）	太枠内を記入してください。振込先は受診者本人名義の口座としてください。
② 産婦健康診査受診票（補助券）	<u>受診日・医療機関名等・健康診査の問診及び結果（両面）が記載されたもの</u>
③ 医療機関発行の領収書（原本）・ 診療明細書（ある場合）	原本は、確認後お返しします。

### 手続きに関する注意事項

- 1 受診票は、紛失しないようご注意ください。紛失した場合、お支払いできない場合があります。支払い上限額は1回5,000円（1人2回まで）になります。
- 2 産婦健康診査受診票には、受診医療機関による受診結果の記載が必要です。必要な産婦健康診査項目を全て受診していない場合や健診結果が全て記入されていない場合は、助成の対象外となります。（受診にあたり医療機関に裏面説明文を確認いただいでください。医療機関が用意する別様式の受診票を使用した場合でも、必要な健診結果が全て記入されている場合は、諏訪市で交付した未記載の産婦健康診査受診票と併せて提出することで受付可能です。）
- 3 領収書は、受診者の氏名や医療機関名、受診年月日が確認できるものを提出してください。
- 4 諏訪市外に住民票を移した後に受診した場合は、この支援を受けられません。新しい住所地の市町村へお問い合わせください。

諏訪市ホームページ（<http://www.city.suwa.lg.jp/>）からも補助金交付申請書の印刷ができます。

<問い合わせ先>

〒392-0027

諏訪市湖岸通り 5-12-18

諏訪市保健センター

（諏訪市役所 健康推進課）

TEL：0266-52-4141（内線 592）

## 《産婦健康診査実施の医療機関に提示してください》

### 諏訪市在住者の産婦健康診査を実施する医療機関の方へ

諏訪市では、国が定める厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づく産婦健康診査への助成を下記のとおり実施しています。

助成請求の際、産婦健康診査結果の提出が必要となりますので産婦健康診査受診票への記載のうえ、産婦にお渡しください。

#### 記

#### 1 健診内容について

- ・問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往、服用歴等）
  - ・診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
  - ・体重・血圧測定・尿検査（蛋白・糖）
  - ・エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）による問診
- 以上全てを実施すること。

支援が必要と判断される受診者に対しては、適宜、次に掲げる対応を行うこと。

- ・受診者のセルフケアに関する助言・指導
- ・子育て世代包括支援センター等、市町村の窓口等に関する情報提供
- ・実施機関における経過観察
- ・精神科に関する情報提供（可能であれば精神科医療機関を紹介）
- ・その他、受診者を支援するために必要な助言・情報提供等

健診の結果、評価及び上記の対応内容については諏訪市に速やかに報告すること。

2 健診回数 2回まで（1回の出産で1人2回まで）

3 対象の健診 平成31年（2019年）4月1日以降に出産した産婦健康診査

#### 4 受診票の書き方

表面受診票：「医療機関記入欄」の記入項目全て及び「産婦健康診査料請求書欄」の日付、医療機関番号、所在地、名称、医療機関の長、印鑑への記入・押印（請求額は本人がいったん自費で支払うため空欄又は0円）

裏面問診票の下段：受診日、医療機関名、医師名、助産師・看護師名、結果の欄を記入してください。

※必要な健診結果等が全て記入されている場合は、本市受診票ではなく別様式でも構いません。